

受領委任払利用手引き（住宅改修）

令和5年3月 大洲市高齢福祉課

（1）工事内容の検討

○利用者とケアマネジャー、登録事業者等の中で、工事個所や内容について検討します。

（2）事前申請

○改修を行う前に、大洲市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に次の書類を添付して提出し、事前申請をします。

【ケアマネジャーが用意する書類】

- ① 住宅改修が必要な理由書
- ② 住宅所有者の承諾書（利用者または配偶者以外の所有する住宅の場合）

【施工業者が用意する書類】

- ① 施工前の写真（日付入りかつ工事後の状態を写真に記入したもの）
- ② 工事内容がわかる工事見積内訳明細書（写真や図面作成費用は対象外）
- ③ 施工場所がわかる図面（動線を記入したもの）
- ④ 定価等が記載されたカタログ（コピー可）
※カタログがないものについては、設計図等を添付してください。
- ⑤ その他必要書類

（3）事前申請の承認および工事着手

○事前申請が承認された場合は、事前申請で提出された書類に「**審査済印**」を押印し、ケアマネジャー宛に返送します。また、市から申請者（被保険者）へ事前申請承認通知書を発送します。事前申請の承認後、住宅改修工事を行ってください。

【住宅改修についての注意点】

○事前申請で承認された内容と異なる改修を行ってしまうと、介護保険給付の対象外となる場合がありますのでご注意ください。

※事前申請した内容と異なる改修を行いたい場合は、必ず事前に大洲市高齢福祉課までご相談ください。

(4)事後申請

○改修工事終了後、事前申請時に提出した書類一式に次の書類を添付して提出します。

【施行業者が用意する書類】

- ① 施行後の写真（日付入り）
- ② 領収書（負担割合に応じ対象者が自己負担した額が含まれたもの）
- ③ 工事内訳書（工事全体の明細が確認できるもの）
- ④ 請求書（利用者の負担割合に応じ給付対象となる金額が含まれたもの）
※大洲市宛
- ⑤ その他必要書類

(5)支給決定

○市から登録事業者へ介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書を郵送します。

○決定通知書に支給金額、振込日等が記載されています。

(6)住宅改修費の支給

○住宅改修費は登録事業者へ支給します。